第六十二条の表第五十七条（貸借対照表及び損益計算書）の項及び第五十九条第一項第二号の項中「国内において行う事業又は国内にある資産」を「法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得」に、「の双方にわたつて」を「にわたつて船舶又は航空機による運送の」に改め、同表第五十九条第一項第三号の項を次のように改める。

第五十九条第一項第三号	取引	国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼす一切の取引
	ものはその写し	ものはその写し並びに第六十二条の三第一号（内部取引に関する書類）に掲げる書類又はその写し

第六十二条の表第六十条第二号（青色申告の取りやめの届出書の記載事項）の項中「国内において行う事業又は国内にある」を「法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は」に改める。

第三編第三章を同編第四章とする。

第六十一条の二中「国内において行う事業又は国内にある」を「法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は」に改め、第三編第二章中同条を第六十一条の九とし、同章を同編第三章とする。

第三編第一章中第六十一条の次に次の二条及び二款を加える。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第六十一条の二　法第百四十四条の四第一項第八号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号及び次項第一号において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二　代表者の氏名及び法第百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名

三　当該事業年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

2　法第百四十四条の四第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその納税地と国内にある事務所等（恒久的施設に該当しないものに限る。以下この号において同じ。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二　代表者の氏名及び法第百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名

三　当該事業年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（仮決算をした場合の中間申告書の添付書類）

第六十一条の三　法第百四十四条の四第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる中間申告書の区分に応じ当該各号に定めるもの（当該各号に定めるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第六十一条の五（確定申告書の添付書類）において同じ。）で作成され、又は当該各号に定めるものの作成に代えて当該各号に定めるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一　法第百四十四条の四第一項に各号に掲げる事項を記載した中間申告書　次に掲げる書類

イ　当該外国法人の法第百四十四条の四第一項に規定する期間の末日における貸借対照表並びに当該期間の損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類に過年度事項（当該期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。ハ及び次号において同じ。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

ロ　イに掲げるものに係る勘定科目内訳明細書（法第百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算に係る部分に限る。）

ハ　当該外国法人の法第百四十一条第一号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産に係る当該期間の末日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（これらの書類に過年度事項の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書

ニ　当該外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合において、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として令第百八十二条（国際運輸業所得）に定める所得を有するときは、当該業務につき生ずべき所得の額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書

二　法第百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書　次に掲げる書類

イ　当該外国法人の法第百四十四条の四第二項に規定する期間の末日における貸借対照表並びに当該期間の損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類に過年度事項の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

ロ　イに掲げるものに係る勘定科目内訳明細書（法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算に係る部分に限る。）

ハ　当該外国法人の法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産に係る当該期間の末日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（これらの書類に過年度事項の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書

第二款　確定申告

（確定申告書の記載事項）

第六十一条の四　法第百四十四条の六第一項第十二号（確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号及び次項第一号において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二　代表者の氏名及び法第百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名

三　当該事業年度の開始及び終了の日

四　法第百四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三項及び第九項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をする法人税の額

五　法第百四十四条の十三第一項（第二号に係る部分に限る。）、第四項及び第十項の規定により還付の請求をする法人税の額

六　前二号に掲げる額の合計額

七　その他参考となるべき事項

2　法第百四十四条の六第二項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその納税地と国内にある事務所等（恒久的施設に該当しないものに限る。以下この号において同じ。）のうち主たるものの所在地